

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和6年9月24日(火)
午前9時58分 開会 午前10時33分 閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本 香代子(議長)	○ 小嶋 和 芳(副議長)
(二瓶 文 隆)	まにわ 尚 之
川北 直 人	赤羽目 たみお
石川 邦 夫	(徳永 雅 博)

(2) 会員外議員 松澤 あいり 吉田 要

(3) 事務局職員

事務局 長 岩瀬 亮 太	事務局 次 長 栗原 真一郎
庶務係 長 藤田 京 子	議事係 長 田村 雅 恵
調査係 長 若林 克 彦	庶務係 員 水野 麻理子
議事係 員 飯島 龍 一	調査係 員 金子 泰 郎
調査係 員 遠藤 愛 梨	

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 14 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1-1 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例(案)
- ・資料1-2 政治倫理条例案に対する課題整理表

- ・資料2 政治倫理条例の条文構成に対する検討項目

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第3回政治倫理に関する検討会を開会いたします。

本日、共生の二瓶議員より欠席の届出があり、代理で松澤議員が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、早速、議題に入ります。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 まず、協議事項1「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」協議いたします。本日は資料1-1、1-2として、前回までの協議で条例に盛り込むこととおおむね了解された項目をまとめた条例案の資料を、また、資料2として、条例に盛り込むかどうか意見が分かれている項目について、前回の検討会の意見を反映した資料を準備いたしました。

本日は、まず、資料2の意見が分かれている項目から協議し、その後、資料1について協議いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 御異議がございませんので、まず、資料2について、事務局より説明願います。

○事務局次長 それでは、資料2を御覧ください。

こちらは、意見が分かれている項目について、条例に盛り込むか否かを引き続き協議するため、前回の検討会資料を一部修正した資料となります。

前回との変更の箇所でございますが、5の資産公開について、条例に盛り込まないこととなりましたので、その旨記載しております。

なお、前回の検討会にて、項目3の請負等の制限を御協議いただいた際、請負等の制限については条例に盛り込むべきかどうかについて意見が分かれており、引き続き協議とするが、さきの検討会にて、事務局より御説明いたしました請負の報告義務については、これとは別に、条例に盛り込むか文案を提示し、協議してはどうかという

お諮りになってございました。

ついては、請負の報告義務の文案については、後ほど資料1の中で御協議いただきたく考えておりますので、本資料におきましては、請負等の制限について御協議いただければと存じます。

資料2の説明は以上でございます。

○山本香代子会長　それでは、資料2について、改めて協議を進めてまいります。

本件につきましては、昨年度より議論を重ねておりますが、意見が一致できていない項目となっております。前回の検討会で申し上げましたが、条例制定のためには各項目について一定の結論を出していかなければなりません。

つきましては、本日の検討会で、可能な限り整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、項目1、政治倫理基準、⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛について、意見を伺います。前回と変わったところはございますか。

どなたか御意見がありましたら、どうぞ。

○赤羽目たみお議員　私たちは再三述べてきましたけれども、4年間、6名もの議員が逮捕、起訴されるという前代未聞の事態が起きている中では、やはり本項目については盛り込むべきだというふうに考えておりますが、改めて、各会派の皆さん、いかがでしょうか。

○山本香代子会長　改めて。

○吉田要会員外議員　今回、会派の中で確認してきたこととして、江東新時代の会としては、この1に限らずなんですが、全般丸・バツの変更というのはございません。

ただ、やはりスピード感を持って制定させなければいけないという前提にあって、議会が一致していないものに関しては、盛り込むというのがちぐはぐ感があるということで、一致できないものに関しては取り下げるとするか、載せないということで、会派としては了承が取れております。

その前提で、この1番に関しても盛り込むべきというふうには考えておりますが、ほかのバツが打たれているところがあるという状況で、これが載らないということに関しては、了解は取れております。

以上です。

○山本香代子会長 この間、ほかに何か変わった、ありますか。よろしいですか。
ということは……。

○赤羽目たみお議員 この後、改めて諮られるかもしれませんが、私たちは5番以外の項目は盛り込むべきだという考えでいます。繰り返しになりますが、この間の区内における一連の不正や汚職に対して、区民から厳しい目が向けられているわけですから、私たちはしっかりと厳しい内容でつくることが区民から求められていると思っています。

一方で、最終的に合意できないと、いつまでもやっているわけにはいきませんし、早期制定が肝要だと思っています。今回、盛り込まないとしても、条例を策定して、これで終わりということではなくて、必要に応じて見直しをしていくし、今後も内容を充実していくことが必要だというふうに思います。

以上です。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

今、この本件については、これまでも複数回にわたり議論を重ねてまいりましたが、どうしても意見を一致させるのが難しいということでございますので、先ほど、いろいろお話を伺いましたが、現段階では条例に盛り込まず、社会状況の変化等により対応が必要となった場合に改めて協議するというところでまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、本項目については、条例に盛り込まないことといたします。

次に、項目2、政治倫理基準、⑧反社会的な団体等との関わりの禁止について意見を伺います。前回と変わっていませんか。バツが丸、丸がバツ、変わっていませんか。

ということは、こちら意見が一致しないという状況になりますので、こちら先ほどと同様に、今回は盛り込まず、社会情勢の変化等によって、また必要になった場合に、改めて協議するというところで考えていきたいんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、本項目についても条例に盛り込まないことといたします。

続きまして、項目 3、請負等の制限及び項目 4、指定管理者の指定辞退です。

なお、前回の検討会にて、事務局より請負の報告義務について説明がありましたが、報告義務のほうは、後ほど資料 1 で協議いたしますので、まずは請負等の制限及び指定管理者の指定辞退の項目が必要か否かについて意見を伺います。

前回と状況は変わっていませんか。もう譲れないところは譲れないというお考えに変わりないですね。

そうしますと、こちらも意見の一致は難しいということになりますので、こちらも同じように、現段階では条例に盛り込まないで、また、社会状況の変化等によって必要になった場合に、改めて協議することとしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、項目 6、問責制度について意見を伺います。前回と状況は変わっていませんか。こちらは共産党さん、バツになることはないでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 ということは、意見が一致しませんので、こちらも先ほどと同様に、現段階では条例に盛り込まないことといたしまして、同じように、社会状況の変化等、変わったときは、改めて協議するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、そのようにさせていただきます。

以上で、資料 2 についての協議を終了いたします。

次に、前回までの協議で、条例に盛り込むことでおおむね了解された項目をまとめた条例案の内容について協議をいたします。事務局より説明願います。

○事務局次長 それでは、資料 1-1 を御覧願います。

こちらは、条例に盛り込むことでおおむね了解された項目をまとめた条例案のたたき台の資料でございます。こちらも前回の検討会を踏まえて、資料の修正・追記をし

ておりますので、該当箇所について御説明いたします。

まず、第5条の政治倫理基準のうち、2ページ目中段の(6)について、「虚偽の事実を提示し」の文言につきましては、条文から削除することでまとまりましたので、修正をしております。

次に、下段の赤、第7条として、新たに請負の報告義務の文案について記載いたしました。

案といたしましては、議員自らが事業を営んでいる場合、または議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前年度の会計年度で区に対する請負がある場合は、議長に対し、請負状況等報告書を提出しなければならないとしております。また、2項では、提出した内容に訂正が必要な場合は、訂正届を議長に提出しなければならないとしております。

次に、3ページの第8条といたしまして、今回の請負報告の閲覧について、兼業報告と同様に、区民からの請求に応じて閲覧に供するとしております。

なお、新たな条文の追加等により、以降の条ずれを修正しております。

次に、第9条第1項の調査請求は、前回の検討会にて、議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署とすることでまとまりましたので、修正をしております。

続いて、資料1-2を御覧ください。

こちらは、資料1-1でお示ししている条例案について、検討が必要な事項について整理表としてまとめたものになります。変更点として、項目2と項目4のうち、住民・議員の調査請求人数について、前回で協議がまとまりましたので、協議済みと記載しております。

加えて、3の②として、請負の報告義務について条文に盛り込むか否かについて、新たに課題として記載をしております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 それでは、資料1-2の課題整理表に沿って意見をお聞きしたいと思います。項目1の条文構成については、先ほど資料2で協議いたしましたので、項目3より協議いたします。

なお、こちらについても意見が一致しない項目につきましては、会長として一定の

結論を出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、項目3のうち、①の兼業の報告義務について、「主として収益事業を営む法人等」という文案に対し、「区に対し請負をする法人等」と限定すべきという意見と、「区と関わりのない企業等の役員」も含めるべきとの意見があります。改めて意見を伺いますが、この間、変わったことはありますか。状況が変わった、ありませんか。

○石川邦夫議員 我が会派としても、意見自体は変わらずに、基本的には区と関わらない事業者に関しても、報告に関してはやるべきと思っておりますが、さきのこの条例制定に向けた形で考えていくと、もう1年以上、ずっと議論を重ねる中で、現状としては変わっていかない、こうした状況を考えていくと、「区に対し請負する法人等」の限定に関しては、今後も協議をしていくことを前提に、今回はそれでもよいと思っています。

今までも同じような意見を言ってきましたけれども、条例制定、こうしたものを早期に行っていくべきとの考えの中で、現状としては今後、議論はしていくものもありますので、そうした方向で進めていただければと思います。

○山本香代子会長 ほかに御意見ございませんか。

○赤羽目たみお議員 私たちも、この区と関わりのない企業の役員になった場合も報告対象とすべきだというふうに思っています。それは前回も申し上げたとおり、直接関わりがなくても、その企業が企業間で仕事を融通したりというケースもありますので、やっぱりこれは盛り込むべきだと思いますけれども、今、石川議員からもお話があったとおり、早期制定というところであるならば、今後、議論の余地は十分にあると思いますが、これについては区に限定するということでは承りたいと思います。

○山本香代子会長 ほかに御意見ないですか。

そうしましたら、まずは範囲を限定して条例を制定し、必要があれば範囲の拡大等を検討することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、「区に対し請負をする法人等」と限定することといたします。

次に、項目3のうち、②の請負の報告義務について、事務局が作成した文案も含め

て御意見を伺います。

○川北直人議員 新たに案として示されました第7条の請負後の報告につきましては、記載されている文面でよろしいかと思えます。

○山本香代子会長 よろしいですか。

○石川邦夫議員 今回、事務局でつくっていただきました請負の報告義務、現状としては、法律としては努力義務、こうした部分にもなるかと思うんですけれども、江東区としては、現実、そうした努力義務の部分を条例に掲載したことに関しては大きく評価しておりますので、請負の報告義務は、この文案でよろしいと思えます。

○山本香代子会長 ほかに。

○松澤あいり会員外議員 我が会派としても、同じく、この文面でいいと思えます。

○山本香代子会長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、請負の報告義務の文案はこのようにさせていただきたいと思えます。

次に、項目4のうち、調査請求の請求期限についてどうするかを協議いたします。いかがでしょうか。

○川北直人議員 前回、議論しておりますけれども、行為のあった日から1年というところで請求期限を切ってよろしいんじゃないかと思えます。

○山本香代子会長 翌日からだね。

○川北直人議員 そうです、ごめんなさい。翌日からです。

○山本香代子会長 ほかに。

○赤羽目たみお議員 私たちも持ち帰って議論しました。これは条文にただし書で、正当な理由があると認められる場合には、この限りでないと記載されておりますので、そのことで了承したいと思えます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

○まにわ尚之議員 立憲市民としても持ち帰って考えたんですけれども、行為のあった日から1年というのは、やっぱり短いんじゃないかという気がしまして、新たな意見になって大変恐縮なんですけれども、3年にしたらいかがかなということをお話し

したいんですね。

というのも、3年にすれば、議員が在任期間中に調査できる可能性が高くなるんじゃないかと思うんです。例えば、議員が任期の初年度に倫理的な疑いのある行為をしたとしたら、最終年度のときまでに調査期限があると。4年としてあると任期をまたいじゃうようになるので、3年にすれば、在任期間中に調査する可能性があるんじゃないかと思ひまして、3年という期間がいいのではないかと。

正当な理由があれば延ばせると書いてありますけれども、その正当な理由の内容というのが吟味されていないので、それは正当な理由じゃないということで、はねられてしまう可能性とかもありますので、3年ということはいかがかというふうに、新たな提案なんですけど、御提案させていただきます。

以上です。

○石川邦夫議員 まにわ議員の意見ですけれども、1年以上、ずっとこうした中で議論をさせていただく中で、3年という意見も、今までも出ております。こうした中で、1年とまとまりつつある状況の中では、条例制定を早急に行うべきという会派の判断の中では1年、さらに、ただし書として、正当な理由があると認められるときは、この限りではないと、1年以上でも延ばしていろいろな形で取り組んでいける、こうしたものに関しては、取りあえず、しっかり条例制定を考えていくと、1年で進んでいくべきと意見を申し上げます。

○吉田要会員外議員 私たちも同じ意見です。同じ意見というのは、翌日から起算した1年ということで、ただし書も入っているんで、ここでまた議論を戻すような形よりも、早急な制定をすべきと考えておりますので、この文案でお願いしたいと思ひます。

○まにわ尚之議員 先ほど3年というふうに申し上げましたけれども、もちろん、やはり迅速な条例制定を私も目指しておりますので、私たち会派の姿勢としまして、一応3年というふうなことで申し上げさせていただきましたので、今回1年ということで、それは認めるような形でお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○山本香代子会長 ありがとうございます。御協力ありがとうございます。

それでは、請求期限は行為のあった翌日から1年とすることといたします。

次に、項目5の1点目、政治倫理審査会について御意見を伺います。何かございますか。変わっていませんか。

○松澤あいり会員外議員　この審査会の人数についてよろしいでしょうか。政治倫理審査会につきましては、やはり人数、その時々で会派構成が変わるので、人数を現時点で決めなくてよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○山本香代子会長　今、人数。その辺、ちょっと全体も。

○松澤あいり会員外議員　すみません。

○山本香代子会長　まずは、政治倫理審査会を議会の附属機関として設置することは法令上困難なので、これは当然、今回の政治倫理条例は特別委員会として設置するというとし、審査会の透明性に関して、参考人を活用するなど対応することでまとめていきたいと思えますけれどもいかがでしょうかということで、特別委員会でいかがでしょうかというところを、まず、いいですか。

まず、特別委員会でいかがでしょうかは、いかがでしょうか。

○赤羽目たみお議員　私たちは、この審査会を置いて、区民や外部の方に加わってもらって、より厳しい目で審議するのが望ましいというふうに繰り返し申し上げてきました。それを踏まえた上で、特別委員会という形でまとまるのであれば、これも繰り返しのようになりますが、外部の方の意見をつぶさに聞きながら、そして、区民に開かれた形で議論をできるようにしていくべきだと思います。

以上です。

○まにわ尚之議員　私も、特別委員会ということでもまとまるのであれば、それを妨げることはないんですけども、一応、会派の姿勢といたしましては、任意の会議体というふうな形で、法外な会議体になってしまうんですが、そちらをしたいと思います。

私たちの思いとしては、議員が同僚の議員を審査するというのは、中立・公平を欠いてしまうと思いますので、中立・公平という利益のほうが、法的整合性の利益というよりも大きいというふうに我が会派としては考えておりますので、新宿区とか北区では、任意の会議体として成立しておりますので、もちろん、今回の特別委員会を妨

げるあれではないですけれども、一応、態度表明としては、特別委員会ではなくて、任意の会議体でしていただければいいなと思うということでお話しさせていただきました。

以上です。

○山本香代子会長 御意見として伺っておきます。

よろしいですかね。

審査会の透明性は、しっかり参考人を活用するなどをしてやっていきたいと思いますので、特別委員会として設置することとさせていただきます。

次に、項目5の2点目、審査会委員の人数でございます。

委員会条例では、特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定めることとしておりますが、あらかじめ定数を決めておき、条例に明記することは可能でございます。委員の定数に関して、人数及び条例への明記について御協議願いますというところで、松澤さんの御意見ですね。

ほかにいかがでしょうか。人数のほう。

○石川邦夫議員 今までも何度も出ておりますけれども、現状としては会派の状況、そうしたものが変更になる状況の中では、議会運営委員会に準ずる形が一番適当かなと思っております。

以上です。

○山本香代子会長 具体的にいうと、11人。

○石川邦夫議員 そうです。

○山本香代子会長 ほかに。

○赤羽目たみお議員 私たちも議会運営委員会の委員の人数で了承したいと思います。

○山本香代子会長 よろしいですか。

では、人数は11人ということで決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、項目5の3点目の審査会委員の決定方法につきましては、幹事長会、また、

議運での協議を経て、議長より指名をされることとなりますので、条例への明記は不要となります。

また、4点目の審査会の臨時・常設については、資産公開も条例に盛り込みませんので、臨時の設置でよろしいかと考えております。

また、5点目の審議の公開については、委員会条例に、委員会は議決により秘密会とすることができるとの規程があるため、原則公開となり、必要に応じて秘密会とするか判断するかと思いますが、そういう形にまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

秘密会というのは、プライバシーを守らなきゃいけないような状況のときということを考えていただければと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、項目6の議会の措置について、具体的な措置を定めるか、また、条例等に規定する必要があるか否かについて協議をいたします。

これまでの検討会では、具体的な措置を条例自体に明記する必要はないとの意見が多数でございましたが、しかしながら、条例自体には定めないということでもよろしいかどうか、まず先に、条例に定めなくてよろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 条例には定めないということにいたします。

それでは、具体的な措置の内容なんですけれども、これを明記するかどうかというところがございます。

○川北直人議員 規程に。

○山本香代子会長 規程、もしくは、条例には盛り込まないということで、規程等にあらかじめ具体的な措置の内容を定めておく必要があるかどうかをお願いします。

○川北直人議員 その前に1点確認をしたいんですけれども、今、規程の話が出ました。基本的には、条例にはもう具体の措置を盛り込まないことは合意が取れましたので、条例の制定については、これで方向性が固まったというふうに認識して、まず、よろしいかどうか、確認します。

○事務局次長　　今、各会派の皆さんのほうで精力的に御協議いただいた結果、条例に関しては、文言の全体的な整理については、我々のほうで事務的に文書係ともやり取りをしながら、修正等を加えていく形になると思うんですけども、骨格といいますか、考え方については、おおむね条例案については固まったという認識でございます。

以上でございます。

○川北直人議員　　その上で、今、規程に明記するかどうかのこの措置についてであります。この部分については、今日、議論した上で分かれる可能性があると思うんですけども、その規程を整備していくスケジュールとか、あと、条例を、これができるとすると、例えば6条、7条あたりはひな形と言うんですかね、業務兼業報告書ですか、請負をした後の状況報告書なんかもひな形を規程でつくっていくのか、その辺のスケジュール感を確認させてください。

○事務局次長　　本日、おおむね条例の内容が確定いたしましたので、次の規程の整備に向けて、これから検討会のほうで御協議いただきたいと考えております。

なお、次の検討会なんですけれども、また会長と相談の上、規程案については、本日の検討の内容を踏まえて、事務局のほうで、先ほど言った各種様式等も含めて規程に載せる形になると思いますので、規程案をお示しできればなどと考えております。

以上でございます。

○川北直人議員　　そうでありましたら、今日の段階では、前回、具体の措置については、規程も含めて明記しなくてもいいんじゃないかという意見を発言しています。

ただ、各会派の御意見を伺って、それを再度、会派に持ち帰って議論をした上で、規程に盛り込むかどうかは、また次回、態度表明したいと思います。

○石川邦夫議員　　条例に明記しないということで、規定するかどうか、会派としては、いろいろな現状としては、議会の措置ということでは明文化したほうが良いと思っています。

ただ、現状としては、基本的には注意、また、勧告と、どこまでその決定に沿っていただくか。そういった意味でいうと、例えば議員辞職に関して、させることはできない、こうした状況の勧告になりますので、その辺はいろいろな形での検討が必要

かなと思っております。

ただ、議会としては、様々な明記をしていくことに関して、いろいろ江東区での事件もあるこうした状況の中では、区議会としてもしっかりと取り組んでいるというのを区民に対して見せていく部分に関しては、明記が必要かなと思っております。

○山本香代子会長　ほかに御意見ありますか。

○吉田要会員外議員　今の御意見、本当にごもつともなところなんですけど、明記することによって、より区民に、拘束力の一定あるような注意とかが発動されるんだというふうに見せられるという効果があるところなんですけれども、会派としては、現状、明記しなくていいという意見が大半でございましたので、うちの会派としては明記しないで、今日のところはお願いしたいと思います。

また、様々な意見を聞かせていただいて、持ち帰りの可能性も、今、言われておりますので、その上でまた議論でもいいと思いますが、明記しないということで、会派としては発言させていただきます。

○赤羽目たみお議員　議会の措置については、条例に盛り込まず、規程に明記したほうがいいというふうに私たちは思っております。措置の種類についても、事務局提案のこの5点、この方向で検討していきたいと思っておりますけれども、いろいろ皆さんの御意見を伺った中では、もう一度、持ち帰って検討したいというふうに思います。

○松澤あいり会員外議員　我が会派としては、規程に盛り込むべきということで、その理由が何の基準なのか、あと、措置の重さの段階などを区民にきちんと知らせるべきという考えから規程に盛り込むべきだと思います。よろしく申し上げます。

○まにわ尚之議員　立憲市民としても規程に盛り込むべきというふうに考えています。先ほど、石川議員がおっしゃったとおり、区民にきちんと議会の姿勢を見せるという形では、具体的なこういった注意とかを盛り込んだほうが、規程に書いておいたほうがいいと思いますので、規程に盛り込むという形でよろしくお願いたします。

○山本香代子会長　では、ちょっと整理しますね。

まず、具体的な措置内容は条例に盛り込まない、これは皆さん、一致。今度、措置に関しては、規程に盛り込む、また、盛り込まないと意見が分かれていますので、こち

らを1回、皆さん持ち帰っていただくとともに、また、事務局と一緒に、しっかり改めて規程の整理をしていきたいと思えます。そして、次回、お示しする形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、そのようにさせていただきます。

○川北直人議員 今、明記するか否かについては持ち帰るというふうに申し上げましたが、定例会が開かれていますので、議員が参集するタイミングがあるかと思えます。なるべく早く議論をして、次回までにといいか、分かり次第、そこは事務局のほうにお伝えしたいと思えます。

多分、今見ますと、うちと新時代さんが明記をしない可能性を示していると思えますが、その辺は分かり次第、すぐ事務局のほうにお伝えしたいと思えます。

○山本香代子会長 では、そのようにお願いいたします。よろしいですか。

以上で本件を終了いたします。

◎協議事項2 その他

○山本香代子会長 次に、協議事項2「その他」を議題といたします。皆様から何かございましたらどうぞ。ありますか。

○石川邦夫議員 スケジュール的なものを今の段階で伺っておきたいんですけども、ある程度、上程がまとまる方向の中で、今後、規程案が示されていくこうした状況の中で、現在3定で、これから、4定も、かなり難しいこうした状況の中で考えていくと、第1回定例会になるのか、第2回定例会になるのか、様々な急ぎ具合、こうしたものも多分あるとは思いますが、大体このぐらいのスケジュールが結構手いっぱいじゃないかという、めど的なものはあるのか伺っておきたいと思えます。

○事務局次長 今日、精力的に御協議いただいた結果、条例の骨格ができたわけなんですけれども、事務局のスケジュールとしましては、次に規程を見ていただいて、規程がある程度固まれば、条例と規程が、ある程度整理できるという形になりますので、その後、意見聴取という形で外部有識者、あるいは、検討会の中で区民に対する意見聴取も必要だろうということのお話もございましたので、その意見聴取に入った後、

最終的なまとめという形になろうかと考えております。

つきましては、4定、また、1定の中で意見聴取まで全て終えて、条例改正を提案するというのは、非常にタイトというか、難しい部分があるかと思っておりますので、スムーズに協議が進むようであれば、来年度の2定、今年度いっぱいまで全て条例だとか、意見聴取だとかを終えて、来年の2定で上程するというのが現実的なスケジュール感かなというふうに考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

それでは、本日の検討会を終了いたします。

なお、次回の検討会では、整理した条例案とともに、新たに規程の案というか、示して協議を進めたいと考えております。10月31日木曜日の10時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかによろしいですか。

では、本日はお疲れさまでした。

午前10時33分　閉会